

朝霞市規則第7号

朝霞市機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(朝霞市会計規則の一部改正)

第1条 朝霞市会計規則(昭和42年朝霞市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

福祉相談課	課長	福祉資金貸付金の返済金及びこれに係る徴収金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	福祉資金貸付金の返済金及びこれに係る徴収金の収納事務
-------	----	----------------------------	-------------	----------------------------

を

地域共生社会課	課長	福祉資金貸付金の返済金及びこれに係る徴収金の収納事務 老人措置費の収納事務	収納事務を取り扱う職員	福祉資金貸付金の返済金及びこれに係る徴収金の収納事務 老人措置費の収納事務
高齢者・地域福祉課	課長	高齢者住宅使用料の収納事務	収納事務を取り扱う職員	高齢者住宅使用料の収納事務

に改め、生活援護課の項の次に次のように加える。

国保年金課	課長	保険給付に関する徴収金及び返還金の収納事務 後期高齢者医療保険料及びこれに係る徴収金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	保険給付に関する徴収金及び返還金の収納事務 後期高齢者医療保険料及びこれに係る徴収金の収納事務
介護保険課	課長	介護保険料及びこれに係る徴収金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	介護保険料及びこれに係る徴収金の収納事務

		保険給付に関する 徴収金及び返還金 の収納事務		保険給付に関する 徴収金及び返還金 の収納事務
--	--	-------------------------------	--	-------------------------------

別表長寿はつらつ課の項を削り、同表中

こども未 来課	課長	児童手当返還金の 収納事務	収納事務 を取り扱 う職員	児童手当返還金の 収納事務
------------	----	------------------	---------------------	------------------

を

こども未 来課	課長	放課後児童クラブ 保護者負担金 児童手当返還金の 収納事務	収納事務 を取り扱 う職員	放課後児童クラブ 保護者負担金 児童手当返還金の 収納事務
------------	----	--	---------------------	--

に改め、こども未来課の項の次に次のように加える。

こども家 庭課	課長	ショートステイ事 業利用者負担金の 収納事務 助産施設及び母子 生活支援施設徴収 金の収納事務	収納事務 を取り扱 う職員	ショートステイ事 業利用者負担金の 収納事務 助産施設及び母子 生活支援施設徴収 金の収納事務
------------	----	--	---------------------	--

別表保育課の項中「、放課後児童クラブ保護者負担金」を削り、同表こども家庭センターの項及び保険年金課の項を削る。

(朝霞市国民健康保険に関する規則の一部改正)

第2条 朝霞市国民健康保険に関する規則(昭和60年朝霞市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「こども・健康部保険年金課」を「健康部国保年金課」に改める。

(朝霞市高齢者住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第3条 朝霞市高齢者住宅設置及び管理条例施行規則(平成5年朝霞市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「長寿はつらつ課」を「高齢者・地域福祉課」に改める。

(朝霞市介護保険条例施行規則の一部改正)

第4条 朝霞市介護保険条例施行規則(平成12年朝霞市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部長寿はつらつ課」を「健康部介護保険課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。